

●被扶養者の収入基準

○被扶養者の収入には、原則として次に示すような継続的に生じる収入のすべてを含みます。

- ・ 給与収入(賞与・交通費等を含む総収入。パート・アルバイト・内職などを含む)
- ・ 各種公的年金・恩給収入
- ・ 個人年金(公的でないもの)
- ・ 事業収入(自営業、農林水産業、商業、保健外交などの自由業など)
- ・ 副業収入(原稿料、出演料、講師料など)
- ・ 不動産収入(賃貸:アパート、土地、家屋、駐車場など)
- ・ 雇用保険(失業給付金)
- ・ 休業補償(健康保険:傷病手当金、出産手当金、付加給付など 労災保険)
- ・ その他、実質的に継続的な収入と認められるもの

○収入の考え方

1. 収入基準は課税所得金額ではなく、税金控除前の総収入金額で判断します。
2. 年金収入は、介護保険料、所得税額控除前の年金支払額が収入額となります。
3. 事業収入がある方については確定申告書の総収入額から健保組合が認める必要経費を差し引いた収入額で判断します。

※別居の場合の送金(仕送り)下限月額下表のとおりです。

| | 一人 | 二人 | 三人 | 四人 | 五人 |
|-----|----------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 送金額 | 60,000 円 | 85,000 円 | 100,000 円 | 110,000 円 | 120,000 円 |

送金方法は銀行振込に限ります。確認のため送金証明(振込票の写しまたは送金側と受取側の該当部分の通帳の写し直近3カ月分)が必要です。送金が毎月定期的、継続的に行われていることが必要であり、「手渡し」や「一度にまとめた送金」、「同一口座内でのやりとり」は認められません。(会社都合、進学の場合を除く。)

○夫婦共働きの場合

夫婦が共働きで子供を育てている場合は、いずれからも生計維持されているためどちらの被扶養者とするか判断が必要となります。

そのような場合は次のように取り扱うことになっています。

1. 被扶養者の人数にかかわらず、原則として年間収入が多い人の被扶養者となります。
2. 夫婦双方の年間収入が同じ程度である場合は、主として生計を維持する人の被扶養者となります。